

副校長	教頭	教育課程G	担任	保健室

令和 年 月 日

学校感染症受診結果に関する届

年次・氏名	年次 組 番 氏名
疾患名	
発症した日	年 月 日 ()
登校を再開した日 〔登校してもよいと 医師から言われた日〕	年 月 日 ()
この間に学校を (授業を) 休んだ日	
医療機関 診療科	
添付書類に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調剤明細書 <input type="checkbox"/> お薬の説明書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> その他：

保護者署名 _____ 印

<p>【出席停止になる感染症及び出席停止期間について】</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>【添付書類について】</p> <p>薬局で渡された「調剤明細書」や「お薬の説明書」は、本人の氏名・日付・受診病院名が記載されているもので、そのコピーを提出してください。</p> <p>【提出先】</p> <p>担任の先生に提出してください。</p>

<p>* 学校記入欄</p> <p>出席停止期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで</p>
--

(保管：保健室)

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

疾患名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。無症状の感染者に対する出席停止期間は、検体を採取した日から5日を経過するまで。
インフルエンザ	発症後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、解熱後2日を経過するまで。早期に解熱した場合も発症日を含む6日間は出席停止。
百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の抗菌薬療法が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。 目安：異なった日の喀痰検査の結果が連続して3回陰性となるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	有症状者の場合、医師が感染のおそれがないと認めるまで。無症状病原体保有者の場合、出席停止の必要なし（但しトイレでの排泄習慣が確立していること）。
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽減するまで。＊医師の指示により登校再開
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよくなるまで。＊医師の指示により登校再開
溶連菌感染症	抗菌薬療法開始後1日を経過するまで。＊医師の指示により登校再開

注意：発症した日、症状が軽快した日、解熱した日は、いずれも**0日**としてカウントします。